

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会費の免除に関する規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 会費の免除に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）定款第7条第1項に定める会費について、センター会員会費規程第5条に基づき、会費の免除に関し必要な事項を定める。

（免除の対象者）

第2条 本規程に定める免除の対象者は、センター会員会費規程第2条第1項第2号に定める正会員のほか、次の各号に定める正会員とする。

- （1） 毎年2月から3月の間、新規に入会した正会員。
- （2） センター定款第7条第1項に定める会費を納入し、当該事業年度内に新規入会者を1名以上紹介した正会員。

（紹介）

第3条 前条第1項第2号において、紹介は1名の新規入会者につき正会員1名とし、複数の正会員による紹介は認めないものとする。

- 2 新規入会者が複数の正会員から紹介されていた場合、当該正会員が協議の上、紹介者を1名とするものとする。

（免除の額等）

第4条 免除の額は、センター会員会費規程第2条第1項第1号に定める額とする。

- 2 前条第1項第1号に定める正会員が免除される額は、当該事業年度の会費とする。
- 3 前条第1項第1号に定める正会員が免除される額は、被紹介者が入会した日を基準日とし、その翌事業年度の会費とする。

（手続き）

第5条 第2条第1項第1号に定める正会員の免除の手続きは、入会手続きを以ってこれにかえるものとする。

- 2 第2条第1項第2号に定める正会員の免除の手続きは、紹介する新規入会希望者がセンター定款第6条に定める入会申込みをする日の前日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日にあたる場合は、その日の前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日。）までに、様式第1号を提出するものとする。
- 3 前項において提出された様式第1号における被紹介者について、センター定款第6条に定める入会申込みの際に本人であることの確認を行うものとする。

- 4 前項において、被紹介者本人であることの確認は、本人を確認できるいかなる方法にもよることができるものとする。
- 5 会費の免除について、特に通知はしないものとする。

(事務処理)

第6条 免除の事務処理は、センター事務局が行うものとする。

- 2 第2条第1項第2号に定める正会員の免除の処理は、様式第2号によりセンター事務局が管理するものとする。その際、基幹業務システム「会員管理」の入力処理において、カルテ（使用コード：9993）に紹介者名を入力するものとする。
- 3 前2項の処理は、会長の決裁により履行するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月1日より施行する。

様式第1号 (第5条第2項)

被 紹 介 者	氏 名	
	住 所	四街道市
	連絡先	

紹介者

会員番号 : _____

会員氏名 : _____

※ 事務局記入

受理日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受 理

会 長	事務局長

会費の免除に関する伺い

公益社団法人四街道市シルバー人材センター
会長

様

公益社団法人四街道市シルバー人材センター会費の免除に関する規程に基づき、様式第1号（第5条第2項）で受理した被紹介者が入会したため、下記会員について次年度の会費を免除してもよろしいか、お伺いいたします。

記

紹介者 会員番号 _____ 会員氏名 _____

免除する会費 _____ 年度会費の全額

会 長

決裁日： _____ 年 _____ 月 _____ 日



貼付者割印

様式第1号（第5条第2項）を貼付